

平成23年度の
国民健康保険税の納付について

国民健康保険制度では、前年の所得などに応じて世帯ごとに平成23年4月から翌年3月までの1年間の保険税を計算して、平成23年度の納税通知書などを7月中旬に郵送します。

〔保険税の納付〕

●普通徴収(窓口払い・口座振替)の人
「国民健康保険税納税通知書」を郵送します。

納期 7月から平成24年2月までの毎月(計8回)

納付方法 ①窓口払い/最寄りの金融機関・コンビニ または市役所にて納付

②口座振替/既に口座振替の人には、「口座振替用」と記載された納税通知書を郵送します

※納付には、納め忘れのない「口座振替」が便利です。

口座振替をご希望の場合は、金融機関に通帳と届出印を持参して手続きをお願いします。

特別徴収(年金天引き)の人
年金から保険税をお支払いいただく納付方法を「特別徴収」と言いますが、年金受給者のすべての人が特別徴収の対象ではありません。

▼昨年度から年金天引きとなっている世帯
「国民健康保険税特別徴収額決定通知書」を郵送します。

納期 年金受給月(4・6・8・10・12・翌年2月)の年6回

▼新たに10月から年金天引きとなる世帯
「国民健康保険税特別徴収額決定通知書」と「国民健康保険税納税通知書」を郵送します。

納期 7・8・9月/普通徴収(窓口払い・口座振替)、10・12・翌年2月/特別徴収(年金から天引き)

普通徴収 (窓口払い・口座振替)			特別徴収 (年金から天引き)		
7月	8月	9月	10月	12月	翌2月
総額の2分の1			総額の2分の1		
平成23年度の保険税の総額					

国民健康保険制度からのお知らせです

問合せ 保険年金課
☎ (43) 1111 内線 143、144 ・ FAX (43) 1125

保険税の内容

保険税は、下図の3区分から成り立ち、世帯ごとに決定し、世帯主が納税義務者となります。世帯主が国保以外の場合でも、世帯内に国保加入者がいるときは、擬制世帯主(みなし世帯主)として、納税義務者になります。

【保険税の内容】 ※税率の改定はありません。

区分	内容	税率など
医療給付分	加入者の医療費や特定健康診査の費用に充てられます	所得割(8.1%)世帯の加入者の所得の合計 資産割(35%)世帯の加入者の資産の合計 均等割(1人あたり 17,000円) 平等割(1世帯あたり18,000円) 上限額47万円(賦課限度額)
後期高齢者支援分	0歳~74歳までの人からご負担いただく後期高齢者医療制度への支援分です	所得割(1.8%)世帯の加入者の所得の合計 均等割(1人あたり 9,900円) 上限額12万円(賦課限度額)
介護納付分	40歳~65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)を対象とする介護保険分です	所得割(1%)世帯の対象者の所得の合計 均等割(1人あたり 8,400円) 上限額9万円(賦課限度額)

※世帯の保険税の算定にあたっては、国保に加入する人の前年の所得や固定資産額を基礎として計算します。

※16歳以上の国保加入者全員の所得の申告がないと、保険税の軽減制度の適用が受けられないほか、高額療養費の所得区分が正しく判定されない場合があります。忘れずに申告をお願いします。

対象 世帯主が年金受給者で、つぎのすべてに該当する世帯

- ①世帯主が国保加入者である世帯
- ②世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯
- ③世帯主の年金が年額18万円以上の世帯
- ④介護保険料と保険税の合計額が年金受給額の2分を超えない世帯

計額が年金受給額の2分を超えない世帯の1を

※年度途中で世帯内の国保加入者に異動がある場合などは、特別徴収と普通徴収の両方の方法でお支払いいただく場合があります。

納付方法の変更 特別徴収(年金天引き)の人も手続きをすることで、口座振替の納付方法に変更できます。これまでの保険税のお支払い方法により手続きが異なりますので、保険年金課にお問い合わせ

(3)

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

～毎年8月に更新手続きが必要です～

国民健康保険加入者が入院する際、事前に「限度額認定証(住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)」を医療機関の窓口に表示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

これらの認定証は申請により交付されます。交付を受けたい人は、保険年金課窓口で申請手続きをお願いします。

※保険税に滞納があると申請手続きをしても交付できませんので、ご了承ください。

▼入院中(予定)でまだ「認定証」をお持ちでない人
申請手続きが必要です。保険年金課へご相談ください。

▼「認定証」をお持ちで、更新が必要な人

7月31日(日)が有効期限です。保険年金課で更新手続きをしてください。

▼申請に必要な物

- ・国民健康保険被保険者証
- ・本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)
- ・委任状(本人・同居の家族以外の人申請するとき必要)

非自発的失業者の 保険税軽減について

国民健康保険の加入者で解雇や雇止めなどの特定の理由により離職された人に対して、手続きにより保険税を軽減する制度があります。

※保険税を算出するときに、離職した人の前年の給与所得を100分の30とみなして計算します。
対象 つぎのすべてに該当する人

① 離職日が平成22年3月31日以後である

② 離職日の年齢が65歳未満

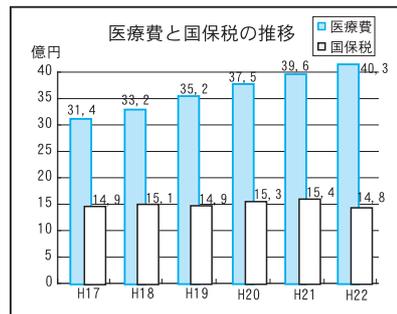
③ 雇用保険受給資格者証が交付され、離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかである人

保険税と医療費について

保険税は、加入者が病气やけがをしたときの医療費に充てるための大切な財源です。

幸手市の国民健康保険の医療費は過去5年間で約1・3

倍に増えており、とても厳しい状況にあります。(左図参照)
保険税の納付と医療費の有効利用にご協力をお願いします。



高齢受給者証の更新について

70歳以上75歳未満の国保加入者に、医療機関の窓口での自己負担割合が記載された「高齢受給者証」を交付しています。診療を受けるときは、「保険証」と「高齢受給者証」の両方を医療機関の窓口に表示してください。

「高齢受給者証」は、毎年8月が定期更新です。前年の所得に応じて自己負担割合の判定を行い、7月下旬に新しい高齢受給者証を郵送します。

対象	70歳以上75歳未満(70歳の誕生月の翌月1日から適用)		
更新(判定替え)	毎年8月1日		
自己負担割合	区分	基準	負担割合
	現役並み	同一世帯に市町村民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保加入者がいる人	3割
	一般	上位所得・低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人	1割 ※印参照
	低所得Ⅱ	同じ世帯の世帯主と国保加入者の全員が非課税である世帯の人	
低所得Ⅰ	同じ世帯の世帯主と国保加入者の全員が非課税で、その世帯の各所得が0円の人(年金収入の場合は80万円以下の人)		

※新しい高齢受給者証には、「2割(平成24年3月31日まで1割)」と表示されています。